

重 要 事 項 説 明 書

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 鈴鹿聖十字会
法人所在地	三重県 三重郡 菰野町宿野 1 4 3 3 - 7 4
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 藤 田 隆 太
電話番号	0 5 9 - 3 9 4 - 2 5 1 1

2 ご利用事業所

施設の名称	老人保健施設 聖十字ハイツ 訪問リハビリテーション
施設の所在地	三重県 三重郡 菰野町宿野 1 6 4 1 - 1 0
施設長名	小 松 重 信
電話番号	0 5 9 - 3 9 4 - 5 8 8 0
FAX 番号	0 5 9 - 3 9 4 - 5 8 8 2

3 ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類		三重県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	H12 年 4 月 1 日	2452280023 号	100
居 宅	通所リハビリテーション	H12 年 4 月 1 日	2452280023 号	20
	介護予防通所リハビリテーション	H18 年 4 月 1 日	2452280023 号	20
	短期入所療養介護	H12 年 4 月 1 日	2452280023 号	空床利用
	介護予防短期入所療養介護	H18 年 4 月 1 日	2452280023 号	空床利用
	訪問リハビリテーション	R2 年 12 月 1 日	2452280023 号	—
	介護予防訪問リハビリテーション	R2 年 12 月 1 日	2452280023 号	—

4 事業の目的と運営方針

事業の目的	1. 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能維持・改善を図ることを目的とする。 2. 利用者の生活の場にお伺いし、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、日常生活の自立と家庭内さらには社会参加の向上を図ることを目的とする。
-------	--

施設運営の方針	1. 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・改善を図るものとする。 2. 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・改善を図るものとする。
---------	---

5 職員体制

職員配置等		
職 種	人数	形態（専従・兼務と、常勤・非常勤の別 等）
理学療法士	1 名	常勤・専従 1 名
作業療法士	2 名	常勤・兼務 2 名

6 サービス内容

種 類	内 容
提供日	月曜日～金曜日 *ただし、年末年始（12月31日～1月3日）を除く
営業時間	8：30～17：00（訪問開始時間9：00最終16：00）
事業実施地域	菰野町全域、四日市市（片道10km圏内）
サービス計画	医師の指示のもと、利用者・ご家族の希望を取り入れ、理学療法士・作業療法士らリハビリテーション専門職の視点から総合的に判断し、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。
医学的管理・看護	訪問時にバイタル（血圧・体温等）チェックを行います
機能活動・運動	個々の利用者の状態を把握し、身体機能の維持・改善に努めます。また必要に応じて生活環境の整備を行います。
相談援助	利用者及びご家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能なかぎり必要な援助を行います

* 事業所のやむを得ない都合や担当者の病気等により、サービスの提供曜日を振り替えさせていただきます場合があります。その場合には、事前に利用者の理解を得るようにします。

7 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- ③ 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- ④ 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人

等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- ⑥ 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ⑦ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- ⑧ 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
- ⑨ 虐待防止担当者・責任者：施設長 小松 重信

8. 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9 業務継続に向けた取組の強化について

- ① 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 ハラスメントの防止について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

カスタマーハラスメントやセクシャルハラスメント等の分類と具体例

分類	内容	ハラスメントの具体例・事例
身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	物を投げつける。叩く。唾を吐く。服を引っ張る。土下座をさせる。
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	大声を発する。怒鳴る。「何の役にも立たない」等個人を否定するような言動をする。威圧的な態度で文句を言い続ける。「この程度で当然」と理不尽な要求をする。ご家族等がご利用者の理不尽な発言を一方的にうのみにし、否定的な言葉や態度をとる。
性的嫌がらせ	意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為	必要もなく身体（腕や足）をさわる。胸、お尻などをさり気なくさわる。抱きしめる。ヌード写真や動画を見せる。わいせつ行為や盗撮をする。プライベートな予定を聞く。
著しく威圧的な行為	ご利用者（ご家族等）からの業務に支障を及ぼす著しい迷惑行為	電話や面談等で長時間拘束する。頻繁に来所しクレームを言う。休日時間外への対応の強要をする。ケアマネの業務外の強要（すぐに来い、買い物をして来い、金を貸せ等）をする。同じ質問を繰り返し、対応のミスが出たところを責める。脅迫的・反社会的な言動をする。優位な立場にいることを利用した暴言、特別扱いをさせる。

1 1 緊急時の連絡

訪問リハビリテーションサービス申込書にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします。

1 2 利用料金

<介護予防訪問リハビリテーション>

① 基本料金

項 目	単 位	参考金額	備 考
予防訪問リハビリ 2	298 単位／回	303 円／回	1 単位 20 分 基本的に 1 回 2 単位 40 分を予定
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	6 単位／回	7 円／回	7 年以上の勤続年数のある者を配置

* 主治医の診療情報提供書をもとに、当事業所医師の診察なしでリハビリテーション指示書を作成し、サービスの提供を行う場合 50 単位減算となります。

* 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に対しサービスの提供を行った場合、10%減算となります。

* 1 週間に 6 単位を限度とします（1 回 2 単位の場合 3 回）

* 3 月に 1 回以上、リハビリ会議を開催し、リハビリに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を共有し、利用者の状態の変化に応じ、リハビリ計画を見直す。

② 加算（該当する場合に加算されます）

項 目	単 位	参考金額	備 考
短期集中リハビリテーション 実施加算	200 単位／日	204 円／日	退院（所）又は初回認定日から 3 ヶ月以内に集中的なリハビリを実施
退院時共同指導加算	600 単位／回	611 円／回	病院または診療所に入院中の者が退院するにあたり、訪問リハビリテーションスタッフが退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリを行った場合に算定します。

<訪問リハビリテーション>

① 基本料金

項 目	単 位	参考金額	備 考
訪問リハビリ 2	308 単位／回	314 円／回	1 単位 20 分 基本的に 1 回 2 単位 40 分を予定
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	6 単位／回	7 円／回	7 年以上の勤続年数のある者を配置

* 主治医の診療情報提供書をもとに、当事業所医師の診察なしでリハビリテーション指示書を作成し、サービスの提供を行う場合 50 単位減算となります。

* 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に対しサービスの提供を行った場合、10%減算となります。

* 1 週間に 6 単位を限度とします（1 回 2 単位の場合 3 回）

②加算（該当する場合に加算されます）

項 目	単 位	参考金額	備 考
短期集中リハビリテーション 実施加算	200 単位／日	204 円／日	退院（所）又は初回認定日から 3 ヶ月以内に集中的なリハビリを実施
認知症短期集中リハビリ テーション実施 加算	240 単位／日	244 円／日	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師または医師の指示を受けたリハビリテーションスタッフが、その退院（所）日または訪問開始日から 3 月以内にリハビリを集中的に行った場合
リハビリテーション マネジメント加算 A （Ⅰ）	180 単位／月	183 円／月	①医師はリハビリテーションの詳細な指示を行うこと。さらに医師の指示内容を記録すること。 ②リハビリテーション会議（テレビ会議可（新設））を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること。 ③3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画書を見直すこと。 ④PT、OT 又は ST が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。 ⑤リハビリテーション計画について、計画作成に関与した PT、OT 又は ST が説明し、同意を得るとともに、医師へ報告すること。⑥上記

			に適合することを確認し、記録すること。
リハビリテーション マネジメント加算 A (口)	213 単位／月	217 円／月	・ 加算 (A) の要件に適合すること。 ・ 利用者毎の訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
退院時共同指導加算	600 単位／回	611 円／回	病院または診療所に入院中の者が退院するにあたり、訪問リハビリテーションスタッフが退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリを行った場合に算定します。

* 介護報酬 1 単位当たり、事業所の所在地である菰野町は 10.17 円です。上記参考金額は 1 割負担の場合となり、これらの金額は端数処理により若干異なる場合があります。

* 事業実施地域外（事業所から 10 km 以上）へ訪問リハビリテーションを行う場合、1 km あたり別途交通費として 30 円請求させていただきます。

③キャンセル規定

自己都合によりキャンセルされる場合はご利用予定前日までに当事業所までご連絡をお願いいたします。体調不良・急変時においては、当日利用時間の 1 時間前までにご連絡ください。無断キャンセルの場合、利用料の基本報酬相当のキャンセル料を実費請求させていただく場合があります。

なお、無断のご利用中止が度重なる場合には、ご利用契約の解除を申し出る場合があります。

13 苦情申立窓口

当訪問リハビリテーションのサービスについて、ご不明点や疑問、苦情等がございましたら、担当者までお気軽にご相談ください。責任をもって調査、改善させていただきます。

当施設ご利用相談室	窓口担当者：山内 知之 ご利用時間：（月～金）8：30～17：00 ご利用方法：電話 059-394-5880
-----------	---

公的機関においても、次の機関において苦情等の申し出ができます。

菰野町健康福祉課 介護高齢福祉係	所在地：菰野町大字潤田 1250 番地 電話番号：059-391-1125 FAX 番号：059-394-3423
四日市市健康福祉部 介護・高齢福祉課 管理係	所在地：四日市市諏訪町 1 番 5 号 電話番号：059-354-8425 FAX 番号：059-354-8280
三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険係	所在地：津市桜橋 2 丁目 96 番地三重県自治会館 2 階 電話番号：059-222-4165 FAX 番号：059-222-4166 対応時間：午前 9 時～午後 5 時（祝祭日を除く月～金）
三重県医療保健部 長寿介護課 居宅サービス班	所在地：津市広明町 13 番地 電話番号：059-224-2262 FAX 番号：059-224-2919

14 協力医療機関

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	三重北医療センター 菰野厚生病院
院長名	小嶋 正義
所在地	三重県三重郡菰野町福村75
電話番号	059-393-1212
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、他
入院設備	有

医療機関の名称	菰野聖十字の家診療所
院長名	波多野 和夫
所在地	三重県三重郡菰野町大字宿野1433-67
電話番号	059-394-2511
診療科	内科・精神科
入院設備	無

15 事故発生時の対応

事故発生時の対応	・当法人は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者および関係各機関ならびにあなたの家族または身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ・当法人は、サービスの提供によりあなたに賠償すべき事故が発生した場合には、天災地災等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、あなたの側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。
事故発生時の賠償について	・当法人は、万一の事故の発生に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入しております。

16 サービスの実施不能時

天災時など	訪問に際し危険を伴う恐れがある場合、サービスの実施を中止することがあります。この場合はサービスの中止を決定した時点で、利用者およびご家族に対してこの旨を連絡することとします。
-------	---

利用日	月・火・水・木・金
利用時間	午前・午後 時 分～

制定・改訂履歴表

[illegible]